

平成28年度第1回岩手県自然・鳥獣部会 会議録

(開催日時) 平成28年6月6日(月) 14:00～16:10

(開催場所) 岩手県産業会館7階5号会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 部会長の選任について
 - (2) 部会長職務代理者の指名について
 - (3) イノシシ管理計画の策定等について
- 4 その他
 - (1) 第12次鳥獣保護管理事業計画等の策定について
 - (2) 生物多様性地域戦略について
- 5 閉会

(出席委員)

青井俊樹委員、東淳樹委員、伊藤英之委員、菅野範正委員、渋谷晃太郎委員、鷹觜紅子委員、中村正委員、平野拓委員、松坂育子委員、

(欠席委員)

鈴木まほろ委員

1. 開会

○佐藤総括主査

それでは皆様おそろいですので、ただ今から、平成28年度第1回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会を開催します。本日の部会の委員の出席状況ですが、委員総数10名中、8名の出席であり、過半数に達していますので、環境審議会条例第8条第4項で準用する同条例第7条第2項の規定により、会議が成立することを報告します。部会の開催に当たりまして、事務職を代表いたしまして、自然保護課の清水総括課長より御挨拶を申し上げます。

2. あいさつ

○清水総括課長

本日は、ご多用中のところ、審議会に引き続き当部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。自然保護課総括課長の清水でございます。また、委員の皆様には、日頃より県の自然行政、鳥獣の保護管理行政に御理解と御協力をいただいていることに、この場を借りて御礼申し上げます。さて、本県におきましては、イノシシの増加や生息域の拡大等に伴って、農業被害の増加が懸念されております。このような背景を受けまして、本県のイノシシについて適切な管理を図っていくための、「イノシシ管理計画」の策定作業を進めているところでございます。本日は本計画案を知事から諮問させていただきますので、委員の皆様には忌憚なき御意見をいただきたいと思いますと考えております。また、現在、施行している第11次鳥獣保護管理事業計画の計画期間が今年度末で終了することに伴い、第12次鳥獣保護管理事業計画及びクマ、シカ、カモシカの第二種特定鳥獣管理計画を策定する予定です。本日は、報告事項として、本計画の策定に係るスケジュール等を御説明させていただきます。併せて、県では本年3月に生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の確保及びその持続可能な利用に関する取組み等を進めていくこととしていますので、その概要についても御報告させていただきます。会長の選任等をお願いすることにしていただきますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ですが、以上で開会の挨拶とさせていただきます。

○佐藤総括主査

次に、議事に入ります前に、今回、委員の改選がありましたので、先程の審議会でもご挨拶頂いたところですが、自然・鳥獣部会の委員の皆様と事務局の自然保護課職員をご紹介します。

(名簿等に沿って紹介)

3. 議事

- (1) 部会長の選任について
- (2) 部会長職務代理者の指名について
- (3) イノシシ管理計画の策定等について

○佐藤総括主査

それでは、議事に入りたいと存じます。

はじめに、委員の皆様には、次第のほか、諮問事項であるイノシシ管理計画の策定等に関する資料1、2を事前にお送りしております。本日、皆様のお手元には、事前送付資料のほか、諮問書案と、報告事項に関する資料3～5を加えた一式で机上に資料を配布しておりますので、ご確認をお願いします。

また、知事からの諮問事項として「イノシシ管理計画」の策定等について、委員の皆様からご意見をいただきたいと存じます。お手元の諮問書は（案）となっておりますが、本日の審議会にて選任された大塚会長のお名前を記載のうえ、後日皆様に写しをお配りいたします。

それでは、部会長選任までの議事進行につきまして、暫時、事務局において進めさせていただきます。

○清水総括課長

まず、議事の(1)「部会長の選任」です。

部会長の選任につきましては、環境審議会条例第8条第4項で準用する同条例第3条第1項の規定により、部会に属する委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

(意見なし)

特にご意見がなければ、特定鳥獣管理事業計画の策定など検討課題も多いことから、引き続き青井委員に部会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

ありがとうございます。「異議なし」ということですので、部会長は青井委員に決定しました。それでは、青井部会長、議長席にお移りください。

○青井部会長

前年度に引き続き、部会長を務めさせていただくことになりました青井です。どうぞ、よろしく申し上げます。

○佐藤総括主査

それでは、環境審議会条例第8条第4項で準用する同条例第3条第2項の規定によりまして、以後の議事進行については、青井部会長にお願いしたいと存じます。

○青井部会長

それでは、続きまして「部会長職務代理者の指名」ですが、環境審議会条例第8条第4項で準用する同条例第3条第3項の規定によりまして、部会長職務代理者は、部会長が指名することになっております。従いまして、職務代理者は、渋谷委員にお願いすることにしたいと思いたしますがよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○青井部会長

それでは、議事に入りたいと思います。知事から諮問のありました、議事の(2)「イノシシ管理計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

○石亀委員

自然保護課で野生生物を担当しております石亀と申します。よろしくお願いいたします。

【資料No. 1, 2より説明】

○青井委員

ただ今、事務局からイノシシ管理計画について説明がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

○鷹嘴委員

4ページ3のアのところに、林業被害についてはまだ被害の報告が無いが、生息数の増加

に伴い被害の発生が懸念されるとありますが、森林事業管理の集まりの時に、皆さんにイノシシの目撃情報が無いかお聞きするのですが、全くないと言われます。結局のところ林業に対する被害がどのようなものかよくわからないので、対策することになるという捉え方をしていないのではないかと思います。他県におきまして、林業被害とはどのような被害があるか教えていただけますでしょうか。

○石亀主査

林業被害については、被害額としては大きい被害はほとんどありませんが、例えばシカと比べますと、シカの林業被害では造林木の芽や皮の食害がありますが、イノシシについては天然林の若芽や地下茎を掘り起こして食べる人が多いです。それなので、林業の被害というよりは、自然環境の被害が多いと言えますが、天然性林を使った林業というものもありますので、その辺りでは林業被害というものも出てくると思っております。鷹嘴委員がおっしゃられたとおり、実際のところ、林業の方は関係ないと考えていると思います。しかし、イノシシは昼間山の中にいることから、目にすることは少ないと思いますが、そこに「いる」という事実はありますので普及啓発して、そのような目で被害が本当になのかということを見てもらう必要があると思います。

○鷹嘴委員

人などの被害も出てくる可能性もありますよね。

○石亀主査

そうですね。

○鷹嘴委員

わかりました。ありがとうございます。

○青井委員

私が西日本にいる時にみたイノシシの林業被害の例で言いますと、人工林天然林問わず、貴の根元の皮をかじるということは時々見られました。ただし、シカのように大々的に食べるということはしないのであまり目立たないのですが、木に対する損傷という所では、森林林業被害の一部にはなっています。壊滅的な被害はイノシシの場合は無いということです。

○平野委員

一関のほうでは捕獲と防護柵を作り、餌を断ちながらイノシシの生息環境に圧をかけているということでしょうけども、結果的にそれが北の方に追いやっているとは考えられないのですか。

○石亀主査

ないとは言えないですね。

○平野委員

餌がなければ餌のある方に行くわけですよ。対策が功を奏してきたがために、一関の方で被害が減り、逆に北へ追いやったと考えられるとすると、根本的にどこか工夫をしないといけない気がしますね。

それと、イノシシの被害が出るというのは里山だと思いますが、里山の農家と言うのは高齢化が進んでいて、防護柵を取り付けるという専門農家的なことは中々出来ないと思います。実態からすると、防護柵を施設するというのはかなり大変なことなのではないかと思えます。

○石亀主査

おっしゃるとおり、そのような傾向はイノシシでもシカの対策でも見られております。しかし、移動するから被害を受けている所で何もしないということでは、やはり状況が悪くなってしまう。イノシシの場合は特に増加率が激しいものですから、出来る所から早目に手を付けて行かないと取り返しがつかなくなってしまいます。書いてあるとおり、今被害がある所だけではなく、被害のない所でも、同じような考えで対策を取り組んでいかないといけない。全国でも被害のあるところだけ後追いで対策しているところは失敗しています。まだ岩手県の場合はシカの被害2億円超に対してイノシシの被害250万円なので、計画をたてて行う段階ではないのではという声は多数いただきますが、様子を見ている間にシカと同じような状況になってしまうため、取り越し苦労になったとしても、今被害のないところにおいても、早く対策をするという方針でやるほうがよいと考えております。

○中村委員

これは基本的に単年度計画ですよ。平成29年3月31日までの計画期間。

そして平成29年4月1日からの、4種ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカそしてイノシシの4種を対象とした計画としてスタートする。この計画は5年の取組みとして見た方がよいということだと思います。

○石亀主査

そうですね。基本的にはこの計画は今年度末に書きなおしますので、概ねこのまま次の計画につなげるということになります。

○菅野委員

イノシシが岩手県に入って来たという事実がある限り、何か手を打たなければならない。そしてその手を打つというのは、捕獲か防護柵のいずれかしかないと思います。だとすれば、やはりその計画を立てて、防護柵を作るのは大変だという様な事情はあるかも知れませんが、手をこまねいているうちに全県下に広まってしまう。国庫補助事業という事業があるのであれば、それぞれの市町村が対応を取って行くということになると思います。例えば、高齢化した集落のおじいさんおばあさんに防護柵を立ててくれと言ってもそれは無理な話です。だとすれば、市町村が人を雇ってもここを守るという方策もとって行かなければならない。確かに絵に描いた餅みたいな感じもしますが、いま出来る事は二つしかない。その二つはやはりやらなければならない。やらなければならないから計画には載せておかなければならない。そのように私は思います。

○渋谷委員

1ページ目で、背景のところ、本県の状況で「明治中期から末期に絶滅した」とされていて、平成13年に発行した「いわてレッドデータブック」では「絶滅」とされている。その後確認されていて、最近出たレッドデータブックはどうなっていますか。

○石亀主査

そのままになっていて何も書いていないです。「絶滅」は削除になっています。

○渋谷委員

その後確認されているのであれば、レッドデータブックから削除されているという記載をしていた方がよいと思います。

○渋谷委員

急速に増えるということもあって、早期に手を打たなければならないと思いますが、「管理の目標」のところで、侵入防止策等の設置による防除だけではなくて、藪の刈り払いなど「住みにくい環境の整備」を行う必要があると思います。

また、数の調整に関する事項のところで、警戒区域においては「生息が確認された場合は速やかに対処する」という書き方、被害が発生していない地域では「予察捕獲を推進する」となっていますが、ここはもっと生息が確認された場合だけではなく計画的に捕獲するという書き方にした方がよいのではないかと思います。積極的に個体数を抑え込むという位でもよいのではないかと。先程の平野委員の話でもあったように、移動して拡大してしまうので、積極的に捕獲することも並行でやって行かないといけないと思います。

それから、6ページの地域ぐるみの体制の整備というところで、こまめな見回りと書いてあるのですが、非常に人が少なくなってお年寄りが増えているとなると、こまめな見回りなんかできない状況になっていると思います。そのためには例えばセンサーカメラを計画的につけるといふことと、わなに捕獲されたら通報できるシステムとか地域の人達の負担を大きくしないような新しい方法を積極的に取り組むような対策を講じてほしいと思います。

全体としていえることで、被害額が少ないから理解されないということでしたが、予測値でこのままだと被害額はこうなるだろうという値と、現時点で対策するとこの程度の予算で抑えられるという値を用意しておき、次の計画に持って行く時にきちんと予算を確保できるような説明ができればいいと思います。

○青井委員

今いくつか意見が出ましたが、事務局としてはいかがでしょうか。

○石亀主査

背景等についてはその通り直していきたいと思います。

予測については、最初のシカと違って最初何頭いるかと言うのがわからないため、できるかどうか難しい所があります。増加率や目撃情報等を基準にして検討してみたいと思います。

侵入防止柵だけでなく、環境整備を行うという点については追加させていただきます。

個体数調整の考え方で、何かあったら捕獲するというのではなく、何もなくても積極的に捕獲していくという方向で、書き方を考えたいと思います。

見回りが大変だということについては、国や他県の事例を参考にして、書き方を工夫したいと思います。

全体的にもっと積極的に被害を食い止めるという色を出して行きたいと思います。

○清水総括課長

環境省のほうでもシカとイノシシに関しては指定管理鳥獣ということで、平成35年までに全国の生息数を半減させるという取組みを進めるということで、補助事業を使って捕獲に力をいれている所です。

イノシシについては各県ごとの推定数は出ていないのですが、福島・宮城・岩手で、大体10万頭、岩手に入っていないというところを考えると、福島・宮城だけで9万頭以上いると考えられます。

防ぐ方法としては、農林水産省サイドの補助金では農地を囲う防護柵をつくるということや有害捕獲で、環境省の補助金では個体数の調整の捕獲を積極的に進めるということがございます。

今回この計画を作って、イノシシについても20頭程度の予定ではありますが、北限となる県の中央部の方から捕獲を積極的に進めていこうということと、全県的なイノシシの調査を昨年に引き続き進めたいと考えております。

全国の動向ですとか、イノシシの個体数の増加については懸念されることだということを背景のところに記載したいと考えております。

シカと違ってイノシシは5頭程出産するといわれており、宮城県の例でも20年前の10倍に被害が増加したということもありますので、急激に増えるというところも記載できるところは記載しながら進めて行きたいと思います。

○菅野委員

シカは爆発的に増えるとよく言われますよね。でもシカは一年に一子か二子です。イノシシだと4頭から6頭まで育てられる。生息頭数調査をみると、シカだと一直線に右肩上がりになるが、イノシシだと増えたり減ったりしつつ徐々に増加しているので、成獣になるまでにある程度淘汰されるのかなと考えています。

岩手県は狩猟によるシカ猟については犬に使った猟を禁止しているんですよ。イノシシについてイヌを使った猟をしようとしたときに、シカ猟で犬を禁止している条項が引っかかって来るのではないかと考えています。犬はシカもイノシシも両方追います。イノシシではな

くシカを追いかけていたのでやめようという訳にもいかないと思うので、シカ猟で犬を禁止している部分を検討すべき時期かと思いますがいかがでしょうか。

○石亀主査

シカ猟の犬の禁止については我々もそろそろ解禁する時期でないかと考えています。シカ猟は10人程度で山を走って追いかける重労働なので、イヌを使えば、その負担が十分軽減されると思います。当初シカ猟での猟犬の使用を禁止したのはシカが獲れすぎて居なくなるということを懸念したためであったということであり、現在数が増え過ぎている状況で犬を使えば、数を減らすことに貢献するのではないかとされています。

許可捕獲で犬を使うことは禁止されていないので、市町村の有害捕獲で使えますとお知らせをしたのですが、使用する市町村がないような状況です。このままでは進展しないので、根本的に狩猟についても考えて行かなければならないと考えています。

○菅野委員

許可捕獲となると猟期以外でやることになる。今の時期ですと、銃を使った猟は緑が茂っているのが難しい。見通しが良くなってからと考えるとすでに11月以降で狩猟時期に入っているため、許可捕獲でなく狩猟になってしまう。いずれにせよ、許可捕獲は犬を使って良い、狩猟では禁止と言うのを取り払っていた方が良いのではないのでしょうか。今までイノシシ猟の経験がないものですから、イヌを飼ってすぐ猟をしようとする人がいるかは分かりませんが、そうなるのであれば、イヌを使ったシカ猟の禁止というのも解除しておいた方がよいのではないかと思います。

○石亀主査

それについては検討が必要かと思いますが、猟犬についての人身被害があるのも事実なので、使う方々が適正に使っていただくように何かしらの分かりやすい資料の用意などを検討していきたいと思っています。

○東委員

イノシシが一時岩手県からいなくなって、また分布を拡大しているということであれば、元々いた生き物が復活してきたということで、喜ばしいという面もあると思います。一方で、シカについてはかなり被害が出ていることで被害対策をしなければならないし、イノ

シシもこれから被害が拡大していくことを防ぐ必要があることは、これから鳥獣の保全とか生態系の保全の観点からしても必要であるということは十分理解できます。しかし、今回のイノシシの管理計画の案では、被害対策をしなければいけないということを重点的に書かれているのですが、イノシシを保護しなければいけないという記述がないですよね。それが不要なのかという点と、岩手県では何頭までならイノシシの生息を認めるのか、県としてはどのようにお考えでしょうか。

○石亀主査

平成26年の鳥獣保護法の改正の前までであれば、特定鳥獣の計画自体が「保護管理計画」という名前で、保護と管理を両立させた計画となっていて、保護すべき最低ラインというものが示してあります。これが法改正によって、保護すべき動物と管理すべき動物と分けられまして、管理する動物となった場合、保護という言葉は出てこないです。その最低ラインというものが不要なのかという点については、我々では判断できないため、環境省に確認する必要であると考えます。確かにシカの計画には最低何頭というのがありますし、クマの計画はもっと顕著で、今の数を減らさないという計画になっています。しかし、今後そこを記述すべきかという点については、以前はそのようなことをやっていたから、今のようになっているという反省点もあることから、環境省と確認してみたいと思います。

○青井委員

様々な意見が出されましたが、捕獲を積極的に進めるというニュアンスが少ないのではないかと意見と、保護の観点はどうするのかという、相反する意見が出ていますが、被害をいかに抑制するのが最重要課題かと思います。

「生息域の拡大を抑制し、適切に管理を行っていく」と書いてありますが、「被害の低減を図る」ということを付け加えて、積極的にイノシシ被害を増やさないように対策していくということが前面に出るような文章でもよいかと思います。

また、8ページの11のイに「防護網の設置等」とありますが、「防護柵」の方がよいと思います。

○東委員

防護柵の設置にはどのくらいの予算を見込んでいらっしゃいますか。

○石亀主査

防護柵については自然保護課ではなく、農林水産省の交付金を使いまして、市町村が中心となって行っています。予算については手元に資料がありませんので全体の規模はわかりませんが、年によって波があつて何とも言えない状況です。大まかな線引きとしては、個体数調整に絡む捕獲の部分はこちらで、農地を守るための有害捕獲や柵の設置は農林部署が行っています。

○青井委員

その他意見はありますでしょうか。

概ね意見が出たかと思しますので、事務局の方では、本日出された意見を踏まえたうえで、より充実したイノシシ管理計画について事務を進めていくようお願いします。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。議事の円滑な進行に御協力を頂き、ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しします。

4. その他

(1) 第12次鳥獣保護管理事業計画等の策定について

(2) 生物多様性地域戦略について

○佐藤総括主査

青井部会長、議事進行ありがとうございました。

次に、その他ということで、事務局から2点、報告事項がございます。

【資料3、4により第12次鳥獣保護管理事業計画等の策定について報告】

【資料5により生物多様性地域戦略について報告】

○佐藤総括主査

それでは、以上をもちまして、事務局からの報告を終了いたします。

その他、委員の皆様から、何かございますか。

5. 閉会

それでは、以上をもちまして、本日の自然・鳥獣部会を終了します。次回の部会の開催予

定ですが、第12次鳥獣保護管理計画等について、ご意見をいただきたいと考えており、9月下旬を予定しております。近くなりましたら、ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。長時間にわたる御審議、ありがとうございました。